

令和3年11月11日

行田市長 石井 直彦 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

第1 審査会の結論

本件は、審査請求人が審査請求を行った後、既に実施機関において、公開請求の対象である会議資料を公開していることから、審査請求人において処分の取消しを求める訴えの利益は失われたものというべきであり、非公開処分の是非について判断する必要はないので、当審査会としては、意見を述べるにとどめる。

第2 審査会の意見

- 1 実施機関は、本件弁明書において、「本件対象文書の非公開部分は、・・・最終的な方針を決定するものではなく、未成熟な情報である。」とし、「検討中の事業内容を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが予想され、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」(3-(2)-ウ)ことを理由として、「意思決定がされた後に情報公開請求がされた場合には、本件非公開部分を非公開とする理由はないと考える。よって審査請求人が将来にわたり本件非公開部分を知ることができないわけではない。」(4-(2)-ア)と、実施機関から公開することは予告されていた。

その上で、今回対象情報を公開するに至っている。

- 2 この趣旨にそって実施機関が、その審議資料を公開原則に基づき、ここに公開することを決定した以上、もはや非公開とする理由が存在しなくなったと判断したものと思われる。しかしながら、行政の公開原則の立場から、個々の対象情報ごとに、かかる非公開理由の当否を検討すると、当初から非公開としたことが妥当とは解しがたいものも散見された。即ち対象情報によっては、非公開理由は通用せず、速やかに公開すべきものが認められた。

よって当審査会は、結論として「非公開処分」の是非について判断する必要はなくなったものと判断したが、今回本件における実施機関の対象情報に対する非公開理由をすべて是認するものではないことを、ここに注記するものである。

以上